

広島県告示第五百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によつて、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があつた。

平成二十三年六月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

病院又は診療所

名称	新	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の名	変更年月日
	旧	所在地				
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	尾道市平原一〇一―二三	尾道市古浜町七一―一九	精神通院	消化器内科、小児科、精神神経科、脳神経外科	木保正彦	平成二十三年五月一日